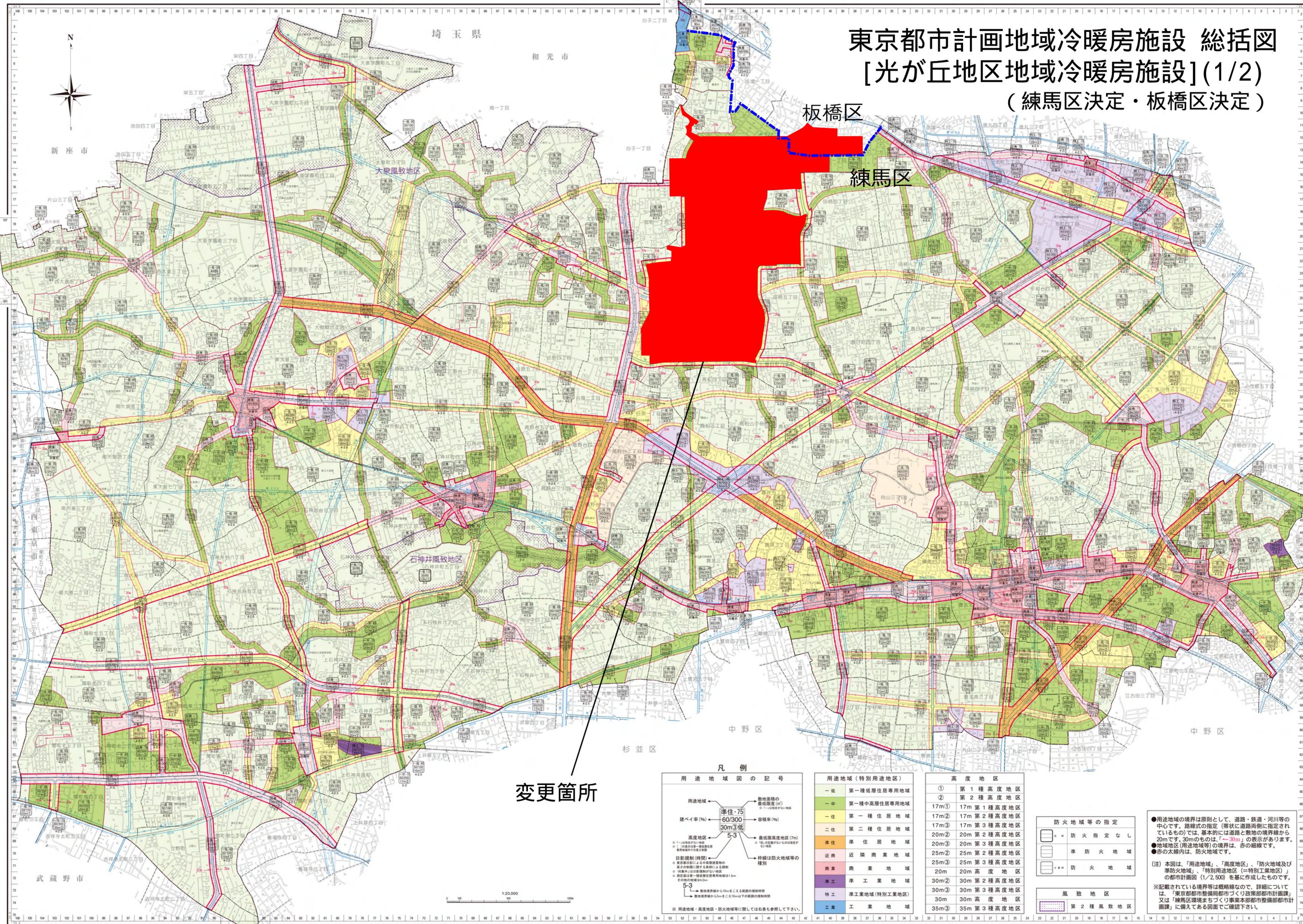


東京都市計画地域冷暖房施設 総括図

[光が丘地区地域冷暖房施設] (1/2)

(練馬区決定・板橋区決定)



変更箇所

凡例

用途地域 (特別用途地区)	高度地区	防火地域等の指定	風致地区
一低 第一種低層住居専用地域	① 第1種高度地区	○ × 防火指定なし	■ 第2種風致地区
一中 第一種中高層住居専用地域	② 第2種高度地区	□ × 準防火地域	
一住 第一種住居地域	17m① 17m第1種高度地区	□ × 防火地域	
二住 第二種住居地域	17m② 17m第2種高度地区		
準住 準住居地域	17m③ 17m第3種高度地区		
近商 近隣商業地域	20m② 20m第2種高度地区		
商業 商業地域	20m③ 20m第3種高度地区		
準工 準工業地域	25m② 25m第2種高度地区		
特工 準工業地域(特別工業地区)	25m③ 25m第3種高度地区		
工業 工業地域	20m 20m高度地区		
	30m② 30m第2種高度地区		
	30m③ 30m第3種高度地区		
	30m 30m高度地区		
	35m③ 35m第3種高度地区		

用途地域 (特別用途地区) の記号

用途地域: 準住-75, 60/300, 30m③低, 5-3

高度地区: 最低高度地区(7m), 特種は防火地域等の種別

防火地域等の指定: 防火指定なし, 準防火地域, 防火地域

風致地区: 第2種風致地区

●用途地域の境界は原則として、道路・鉄道・河川等の中心です。路形式の指定(準状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは「+30m」の表示があります。●地域地区(用途地域等)の境界は、赤の細線です。●赤の太線内は、防火地域です。

(注) 本図は、「用途地域」、「高度地区」、「防火地域及び準防火地域」、「特別用途地区(=特別工業地区)」の都市計画図(1/2, 500)を基に作成したものです。

※記載されている境界等は概略線なので、詳細については、「練馬区環境まちづくり事業本部都市計画課」又は「練馬区環境まちづくり事業本部都市計画課」に備えてある図面で確認下さい。